

農用地利用集積等促進計画(賃借権又は使用貸借による権利の設定関係)(令和7年4月30日公告分)

番号	権利の設定を受ける者 氏名又は名称	権利の設定をする土地						設定する権利				
		所 在				現況 地目	面積 ㎡	権利の種類	内 容	始 期 年.月.日	終 期 年.月.日	存続期間
		市町	大字	字	地番							
1	赤井 浩	守山市	赤野井町		1519-1	田	568	賃借権	水田	R7.5.1	R16.12.31	9年8ヶ月
2	赤井 浩	守山市	赤野井町		1520	田	591	賃借権	水田	R7.5.1	R16.12.31	9年8ヶ月
3	赤井 浩	守山市	赤野井町		1522-1	田	1,033	賃借権	水田	R7.5.1	R16.12.31	9年8ヶ月
4	株式会社 ウェル	守山市	赤野井町		1548	田	1,221	賃借権	水田	R7.5.1	R17.12.31	10年8ヶ月
5	株式会社 ウェル	守山市	赤野井町		1549	田	1,059	賃借権	水田	R7.5.1	R17.12.31	10年8ヶ月
6	株式会社 Liv. N	守山市	赤野井町		1565	田	2,138	賃借権	水田	R7.5.1	R17.12.31	10年8ヶ月
7	株式会社 ウェル	守山市	赤野井町		1920	田	2,001	賃借権	水田	R7.5.1	R17.12.31	10年8ヶ月
8	株式会社 Liv. N	守山市	矢島町		3657	田	1,250	賃借権	水田	R7.5.1	R17.12.31	10年8ヶ月
9	株式会社 Liv. N	守山市	矢島町		3800-1	田	1,906	賃借権	水田	R7.5.1	R17.12.31	10年8ヶ月
10	株式会社 Liv. N	守山市	矢島町		3920	田	3,624	賃借権	水田	R7.5.1	R17.12.31	10年8ヶ月
11	株式会社 Liv. N	守山市	矢島町		3921	田	1,118	賃借権	水田	R7.5.1	R17.12.31	10年8ヶ月
12	株式会社 Liv. N	守山市	矢島町		4046	田	2,880	賃借権	水田	R7.5.1	R17.12.31	10年8ヶ月
13	株式会社 Liv. N	守山市	石田町		1058-1	田	2,299	賃借権	水田	R7.5.1	R17.12.31	10年8ヶ月
14	株式会社 ウェル	守山市	石田町		1117	田	3,295	賃借権	水田	R7.5.1	R17.12.31	10年8ヶ月
15	三品 芳之	守山市	石田町		1118	田	1,311	賃借権	水田	R7.5.1	R17.12.31	10年8ヶ月
16	山本 麻紀代	守山市	十二里町		648-1	田	3,040	賃借権	水田	R7.5.1	R17.12.31	10年8ヶ月
17	株式会社 ウェル	守山市	播磨田町		1948-1	田	1,025	賃借権	水田	R7.5.1	R17.12.31	10年8ヶ月
18	川島 忠浩	守山市	今市町		199	田	1,256	賃借権	水田	R7.5.1	R17.12.31	10年8ヶ月
19	川島 忠浩	守山市	今市町		208-1	田	1,183	賃借権	水田	R7.5.1	R17.12.31	10年8ヶ月
20	川島 忠浩	守山市	今市町		209-1	田	1,162	賃借権	水田	R7.5.1	R17.12.31	10年8ヶ月
21	川島 忠浩	守山市	今市町		213-1	田	1,174	賃借権	水田	R7.5.1	R17.12.31	10年8ヶ月
22	川島 忠浩	守山市	今市町		291-1	田	1,010	賃借権	水田	R7.5.1	R17.12.31	10年8ヶ月

番号	権利の設定を受ける者 氏名又は名称	権利の設定をする土地						設定する権利				
		所 在				現況 地目	面積 ㎡	権利の種類	内 容	始 期 年.月.日	終 期 年.月.日	存続期間
		市町	大字	字	地番							
23	川島 忠浩	守山市	今市町		292-1	田	1,444	賃借権	水田	R7.5.1	R17.12.31	10年8ヶ月
24	川島 忠浩	守山市	今市町		293-1	田	857	賃借権	水田	R7.5.1	R17.12.31	10年8ヶ月
25	川島 忠浩	守山市	中町		333	田	571	賃借権	水田	R7.5.1	R17.12.31	10年8ヶ月
26	川島 忠浩	守山市	中町		334	田	366	賃借権	水田	R7.5.1	R17.12.31	10年8ヶ月
27	川島 忠浩	守山市	中町		334-2	田	165	賃借権	水田	R7.5.1	R17.12.31	10年8ヶ月
28	北川 昌之	守山市	新庄町		1693	畑	1,640	賃借権	普通畑	R7.5.1	R21.12.31	14年8ヶ月
29	北川 昌之	守山市	服部町		1947	畑	964	賃借権	樹園地	R7.5.1	R21.12.31	14年8ヶ月
30	北川 昌之	守山市	服部町		1949	畑	536	使用貸借権	樹園地	R7.5.1	R21.12.31	14年8ヶ月

※公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところにより賃借権の設定等を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は農地法（昭和27年法律第229号）第6条の2第2項の規定による通知を受けたときは、知事の承認を受けて、農用地等に係る賃貸借又は使用貸借の解除をすることができる。

- 1 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき
- 2 当該農作業を適正に行っていないと認めるとき
- 3 正当な理由がなくて法第21条第1項の規定による報告をしないとき